別記様式(第３条関係)

会議録

日　　時	令和６年２月８日（木）13:00～
会　　場	広葉交流センター2 階　研修室
出 席 委 員	露崎史朗委員長、愛甲哲也副委員長（オンライン）、矢部和夫委員、 首藤光太郎委員、森下徹委員、清水邦子委員、国本亜希子委員
欠 席 委 員	なし
市 出 席 者	吉田智樹教育部長、渡邉篤広エコミュージアムセンター長、畠誠主査、小杉宇海学芸員、森田寿雄建設部都市整備課参事、大西康文企画財政部都市計画課課長、青木 潤教育部社会教育課主査、上井壮輔教育部社会教育課主任（運営支援　渡辺 修株式会社さっぽろ自然調査館代表）
オブザーバー	山本正司北海道森林管理局石狩森林管理署 主任森林整備官、 岡崎智也北海道教育庁生涯学習推進局文化財・博物館課 主任（オンライン）
傍　聴　者	2 名
会 議 次 第	１　開　　会 ２　委員長あいさつ ３　議　　案 ・特別天然記念物野幌原始林保存活用計画について ４　そ の 他 ・今後のスケジュールについて ・次回開催について ６　閉　　会

１　開会

２　委員長あいさつ

露崎委員長よりあいさつ

（会議及び会議録の公開について）

※公開について了承される。

※2 名が傍聴を希望して参加。

３　議案

※「特別天然記念物野幌原始林保存活用計画（案）」について、資料１に基づいて事務局から説明。

○1 章～３章について

・**（委員）**関連計画があげられているが、市のみどりの計画についても（記載を）検討してもらいたい。レク森についても、協議会で検討している計画があれば示してほしい。

⇒**（事務局）**確認する。

・**（委員）**レク森について、扱いを協議会に委ねるにあたっては、こういった議論があったということを伝えてほしい。

⇒**（事務局）**2/14 に協議会が開催されるため、意見として出しておきたい。

・**（委員）**範囲について、59～63 林班は計画に入れたのは理解したが、58 や 62、64 林班については林野庁の方で天然記念物に配慮してもらえるということでよいか。

⇒（事務局）範囲についての経緯は改めて説明する。すでに委員会に提案していた範囲案について、管理署からの要請について文化庁も含めて協議して対応した。計画は市としてつくるが、周辺はそれぞれの所有者に取り組んでいただく。指定範囲の文化財の管理については、市で行う。森林の管理についてはそれぞれで行うが、100 年の森を維持するために管理の統一的な方針を持つことと考えている。

・（委員）その部分は協議会を設けて進めるということか。
⇒（事務局）周辺地域は法的な規制はないが、情報を共有した中で管理を進めるものと考える。協議の場は今後考えたい。

・（オブザーバー）国有林については、全て範囲に入る認識では元々なかった。レク森についても委員会で意見があったということで 61 林班が入ったと認識している。指定範囲については管理上何もしない。周辺については、風倒後の処理などを行う。

・（委員）青線の周辺地域の範囲は管理が林野庁だが、情報を共有しながら進めるということでよいか。

・（オブザーバー）はい。

・（委員）周辺のトドマツの植栽において遺伝的な配慮はなされるのか。

・（オブザーバー）育種区というものがあるので、他から持ってくるということはない。

・（委員）そういった問題があるときに協議の場を持てるのかという確認である。

・（オブザーバー）今は答えにくい。

・（委員）方針に「何かあるときは協議する」ということを入れて相談できるようにすればよい。

⇒（事務局）何か相談があったときには協議会で協議するイメージである。

・（オブザーバー）樹立された地域管理計画では、この地域で伐採も植え付けも計画していない。個人的には何かする場合にも情報共有するエリアだと認識している。

・（委員）協議するということを計画で示せればよいのではないか。

・（委員）トドマツの DNA 調査では遺伝的には変異はなかったのでは。トドマツを植えるのも再生の選択肢の一つではないかと思うので、協議の場があればよいのではないか。

⇒（事務局）植栽は p.6 で何か対策が必要というフェイズに入ったときとなるが、専門家による協議が必要と考えている。

・（委員）周辺地域の選択肢としてはあるのではないか。

〇4 章について
・（委員）再生の部分は、どういう森にしていくのかということをもう少し具体的に書けないか。目標となる姿を 4 章で書いてあった方がよい。

⇒（事務局）2 章で紹介する良好な森林を目標として 4 章で示すことはできる。

・（委員）それが一つのやり方と思う。

・（委員）自然再生でよくあるようにリファレンスサイトを示すのがよいのでは。

・**（委員）**目標については、どこにするかはあるが、目標とする森林の回復の予測や過程を示せればよいと考える。

・**（委員）**現状変更のところ、ルールが緩すぎないか。森林保全ゾーンは厳しくしてもよいのではないか。

⇒**（事務局）**個別許可では時間がかかるため、調査研究について柔軟に対応できるように報告での対応という案を示した。具体的に気になる条項はあるか。

・**（委員）**立入りや採取、防除についても現状変更の届け出でよいのではないか。

・**（委員）**「その他必要なこと」ということで入れるのはどうか。

⇒**（事務局）**文化庁と協議し決定していきたい。

・**（委員）**p.5 周辺地域の国有林の記述について、「計画に基づく～」というのは区域の内外で特に変わらないのではないか。中で特に担保されることがなく弱くはないか。

⇒**（事務局）**この文言は管理署の意向で追加したものである。

・**(委員)** このままにするしかなのではないか。話し合って計画に反映させるのが重要である。

・**(オブザーバー)** 森林法に基づいて計画を作成し、公開もされている。この文のままでよい。

・**（委員）**これは範囲外となっている 58、64 林班にも当てはまるのではないか。

・**（オブザーバー）**変わらない。適正な管理をしている。

・**（委員）**選択肢としては、管理署に個別対応してもらうか、協議で柔軟な対応をしてもらうしかない。

・**（委員）**今の私たちの議論が活きるような（国有林については、の文章の前か後に，国有林計画による管理運営と，その前の保全的な管理をつなぐような）「管理運営の中で，保全のための協議の場での配慮意見を尊重する」という内容の文章を付け加えていただきたい。

４　その他

・**（事務局）**計画案に対する意見等は 2 月末までにいただいて、3 月に文化庁に提出したい。

・**（事務局）**次回は次年度の第 1 回となるので、改めて案内する。